鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定によって、次の区域を鳥獣保護区に指定しようとするので、同条第四項の規定によって、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を平成十九年七月十七日までの間、縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、当該指針案について、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成十九年七月二日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　鳥獣保護区の名称

灰塚鳥獣保護区

二　鳥獣保護区の区域

三次市三良坂町地内の市道萩原線と市道長沢線との交点を起点として、同所から市道萩原線を東方に進み市道反谷線との交点に至り、同所から市道反谷線を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を南方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南方に進み林道湯谷大谷線との交点に至り、同所から同林道を北方に進み市道大谷川線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南東方に進み市道羽地中瀬線との交点に至り、同所から市道羽地中瀬線を南東方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同県道を北東方に進み市道田総の里線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み市道御調谷羽地線との交点に至り、同所から市道御調谷羽地線を南方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同を西方に進み市道木屋谷筋線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み市道祇園線との交点に至り、同所から市道祇園線を南西方に進み市道室谷枯木線との交点に至り、同所から市道室谷枯木線を西方に進み市道倉谷線との交点に至り、同所から市道倉谷線を南西方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同県道を南西方に進み里道との交点に至り、同所から同里道を南東方に進み千束池の堰堤の交点に至り、同所から同堰堤を南方に進み普通河川千束川に至り、同所から同普通河川を西方に進み県道梶田三良坂線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道矢田三田戸線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同県道を西方に進み林道棗原線との交点に至り、同所から同林道を北東方に進み市道暮石線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を西方に進み灰塚ダムの洪水時汀線との交点に至り、同所から同汀線を南西方に進み市道長沢線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三　鳥獣保護区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針案

1　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

2　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、三次市三良坂町、吉舎町及び庄原市総領町にまたがるハイヅカ湖の区域及びその周辺で、国土交通省によって生き物の生息地として整備された「知和ウエットランド」が含まれており、野鳥をはじめとして多様な生物が棲む新たな水辺環境となることが期待されている。また、ハイヅカ湖周辺には、公園、広場が設置され、自然とのふれあいを求めて多くの入り込みが期待される。このため、当該区域を野鳥の生息地として確保するとともに、野鳥の観察や保護活動を通じた環境教育の場として確保するため、鳥獣保護区に指定し、区域内の野鳥の保護を図る。

3　管理方針

・　区域内の生育環境の把握に努め、鳥類の安定的な生息に支障が及ぶことがないよう配慮する。

・　農林水産業等被害防止のための有害鳥獣捕獲については、実情を十分考慮し、適切に対応する。

五　前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び備北地域事務所農林局林務課